



代表取締役等住所非表示措置に関する制度が令和6年10月1日より施行されます。

ごあいさつ

今月号のあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。

もし、お悩み事などございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。

今後とも、よろしくお願いいたします。



目次：

ごあいさつ	1
代表取締役等住所非表示措置	2
住所非表示措置の支障はあるか？	3
お客様の声を紹介します	4
富良野岳 登山	5

代表取締役等住所非表示措置

先月号のあいわ通信でもご紹介しましたが、商業登記規則の改正により代表取締役等住所非表示措置が令和6年10月1日から施行されます。本改正は司法書士の実務においても、多方面で影響があることから、今月号のあいわ通信でも、詳しくご説明させていただきます。

代表取締役等住所非表示措置とは

代表取締役等住所非表示措置（以下「住所非表示措置」といいます。）は、代表取締役等のプライバシーを保護等するため、株式会社（特例有限会社を含まず、持分会社、各種法人等については対象外です。）の代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下「代表取締役等」といいます。）の住所の一部を登記事項証明書や登記情報提供サービス（以下「登記事項証明書等」といいます。）に表示しないとすることができる制度です。

なお、代表取締役等の住所の全部が株式会社の登記事項であることに変更ではなく、当該住所の全部について申請をする必要があります。



住居費表示措置を講じることによって、金融機関から融資を受けるにあたって与信判断等での不利益が生じたり、不動産取引での確認書類が増えることも想定されます。利用の検討やその対応については登記手続の専門家である司法書士にご相談ください。

代表取締役等住所非表示措置

住所非表示措置が講じられた場合、代表取締役等の住所については、最小行政区画（東京23区及び政令指定都市は「区」、それら以外は市区町村）まで表示され、それ以降の住所は非表示になります。

住所非表示措置が講じられた場合、既登記の代表取締役等の住所の登記はどのように表示されるかという点、あくまで今後登記をする代表取締役等の住所が対象であり、既登記の代表取締役等の住所については非表示とならず、従来どおりの表示が維持されます。

住所非表示措置の申出は、次のいずれかの株式会社の登記申請と併せて申出をしなければなりません（住所非表示措置の申出のみの申請は不可）。

- ① 設立登記
- ② 管轄外へ本店移転する場合の新店の登記
- ③ 代表取締役等の就任（重任含む）登記
- ④ 代表取締役等の住所移転等による変更登記

住所非表示措置を講じることによって支障はあるか？

登記事項証明書等によって代表取締役等の住所を証明することができなくなるため、例えば金融機関から融資を受けるにあたって与信判断等での不利益が生じたり、不動産取引等にあたって確認書類が増えたりすることなどが想定されます。

司法書士が売買を原因とする所有権の移転の登記の委任を受けた場合、登記事項証明書では最小行政区画までしか住所を確認できないため、住所非表示措置を講じた会社の代表取締役等の本人確認にも影響が出てきます。

犯罪による収益の移転防止に関する法律及び司法書士の職責にかかる本人確認としては、これまで利用されてきた当該会社の登記事項証明書及び代表取締役等の個人の運転免許証・マイナンバーカード等に加えて、本人確認の対象者と住所非表示措置が講じられた代表取締役等が同一人であること（つながり）を示す補完資料の提示を求めるのが相当であると考えられており、具体的には、当該会社の印鑑証明書等の提出をお願いすることが想定されます。

お客様の声を紹介します

土地のことほど、何もわからないので
高井さんに お願いで早く
かたがいたのび。
大変、たすかりました。

【登記のご相談】 男性

早く片付いたので、大変助かりました。

所有権移転登記をお願い致した。
とても説明が丁寧で安心して任せられ
ました。ありがとうございました。
又、何かご相談する事ができましたら
お願い致します。

【登記のご相談】 女性

とても説明が丁寧で安心して任せられました

富良野岳 登山

こんにちは、高井和馬です。9月8日（日）、小学校4年生になった息子と富良野岳を登ってきました。昨年も息子と一緒に富良野岳を登りましたが、霧雨の中の登山でした。富良野岳直下までは登山道は鬱蒼としており、アップダウンを繰り返す長いトラバースが続きます。雨の中で視界も悪く、小学生には楽しいものではありません。そのせいか、昨年は途中で登頂を断念し引き返すことにしました。

今回の登山では、天気は良く目標とする富良野岳が登山開始直後から見えしました。後ろを振り返れば十勝岳も見えたため、長く続くトラバースも耐えることができ、登山開始から3時間以上かけて富良野岳の山頂に到着しました。山頂からは、十勝岳へ続く稜線がきれいに見ることができ、絶景でした。この日は、日曜日でしたが、多くの登山者は十勝岳方面に登っていくため、登山者も少なくとても静かでした。昨年は幸運にもナキウサギに遭遇することができましたが、今回の登山で



は残念ながらナキウサギに会うことはできませんでした。

これから紅葉が進んで来て、また違う景色を楽しむことができると思います。機会があれば、また登山に行きたいと思いません。

あいわ総合司法書士事務所 のご案内

札幌市北区北32条西4丁目1番7号
コウメイビル2階

電話: 011-738-1101

FAX: 011-738-1107

電子メール: takai@aiwas.jp



あいわ総合司法書士事務所

あいわ総合司法書士事務所は
言葉だけではない、

真の「市民のための法律家」

を目指しています。

ホームページもご覧
ください

<https://aiwas.jp/>



事務所ホームページ

あいわ総合司法書士事務所では、「真の市民のための法律家を目指す」という目標を掲げ、以下の5つの方針に基づいた事務所運営を行っています。

相談しやすい事務所であること

電話相談・面談相談とも相談は無料です。また、ご予約頂ければ、夜間や休日の面談相談も行います。

依頼を断らない事務所であること

紹介者がいない・お金にならない・面倒だなどの不当な理由でお断りすることはいたしません。せっかく司法書士事務所を探して連絡したのに断られた、ということを極力無くします。

利用しやすい費用体系であること

費用は低廉であることを旨とします。また、債務整理等の案件では、着手金不要・費用の分割払いも可能です。

小さな依頼でも誠実に対応すること

他人から見れば小さなことでも、当事者は深く悩んでいることがあります。どんな小さな事件でも、お客様の立場に立って、事件解決に向け誠実に対応いたします。

偉くない事務所であること

専門家だからと、お客様に対し、威張ることや居丈高になることなどは論外です。利用する人の目線からの発想を大事にします。そして、事件解決のためには労力を惜しみません。

司法書士紹介

しいな たかふみ

司法書士 **椎名尚文**



札幌司法書士会会員432号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第143056号
1992年司法書士試験合格
理想の司法書士像 偉くない司法書士

たかい かずま

司法書士 **高井和馬**



札幌司法書士会会員694号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第843010号
2008年司法書士試験合格
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部会員
理想の司法書士像 気軽に相談できる司法書士

つぶらい ゆうすけ

司法書士 **粒来祐介**



札幌司法書士会会員742号
簡裁訴訟代理・法務大臣認定
第943017号
2009年司法書士試験合格
理想の司法書士像 親しみを持てる司法書士